

日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

小児がん拠点病院等の整備について (人員配置基準と実績要件)

作成 : 日医工株式会社 (公社) 日本医業経営コンサルタント協会認定登録番号第4310号 山岸義彦
 : 日医工株式会社 (公社) 日本医業経営コンサルタント協会認定登録番号第4828号 長岡俊広

参考資料 : 2022年8月1日	健発0801第16号厚生労働省健康局長「がん診療連携拠点病院等の整備について」
: 2022年11月4日	第17回 第8次医療計画等に関する検討会「5疾病について (その2)」
: 2022年12月22日	第9回小児がん拠点病院の指定に関する検討会
: 2023年1月19日	第22回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会
: 2023年2月13日	第4回がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会

資料No. 20230620-2044(3)

本資料は、2023年6月15日迄の情報に基づき、日医工 (株) が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

がん診療連携拠点病院等とは

がん診療連携拠点病院等とは、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう指定された病院で、**全国で456か所指定されています。**

小児がん拠点病院等とは、**小児・AYA世代**（15歳から39歳）の患者についても、全人的な質の高いがん医療及び支援を受けることができるよう、**全国で17か所の病院が指定されています**

がんゲノム医療中核拠点病院等とは**ゲノム医療**を必要とするがん患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられる体制を構築するため、**全国に248か所の病院が指定されています。**

これらの医療機関においては、専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等を行っています。

成人向け

がん診療連携拠点病院等

国立がん研究センター（2か所）

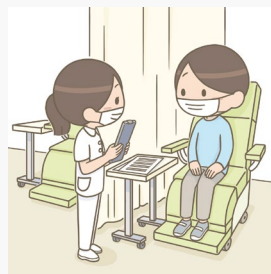
都道府県がん診療連携拠点病院（51か所）

地域がん診療連携拠点病院（357か所）

特定領域がん診療連携拠点病院（1か所）

地域がん診療病院（47か所）

（令和5年4月1日現在）



小児向け

小児がん拠点病院等

小児がん中央機関（2か所）

小児がん拠点病院（15か所）

（令和5年4月1日現在）



がんゲノム

がんゲノム医療中核拠点病院等

がんゲノム医療中核拠点病院（13か所）

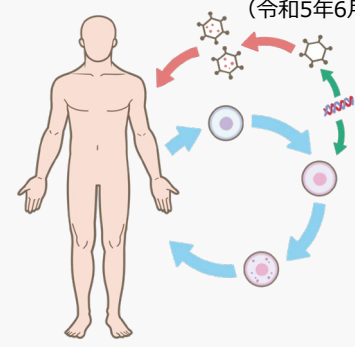
（令和5年6月1日現在）

がんゲノム医療拠点病院（32か所）

（令和5年6月1日現在）

がんゲノム医療連携病院（203か所）

（令和5年6月1日現在）



【参考資料】

厚生労働省ホームページ がん診療連携拠点病院等（令和5年6月15日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/gan/gan_byoin.html

本資料は、2023年6月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

小児がん拠点病院等は「拠点病院・中央機関の役割の明確化」「適切な集約化に向けた連携病院類型の見直し」「長期フォローアップ相談支援について」「指定のあり方について」の4つのポイントを中心に見直されました。

拠点病院・中央機関の役割の明確化

- 拠点病院は地域ブロック内の小児がん診療体制整備を牽引する
- 中央機関は人材育成、研究開発、中央病理診断についても国内の体制整備を行う

適切な集約化に向けた連携病院類型の見直し

- 連携病院類型 1 について、年間新規症例数が20以上の施設を類型1-A、そうでない施設を類型1-Bと分類
- 連携病院での院内がん登録を要件化

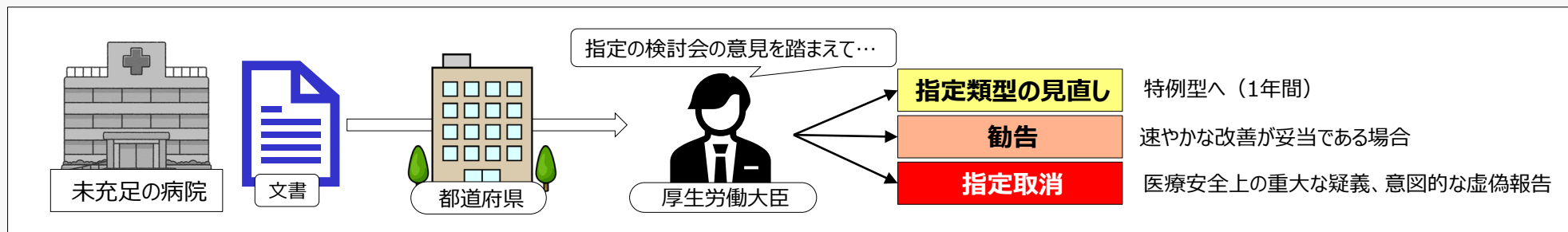
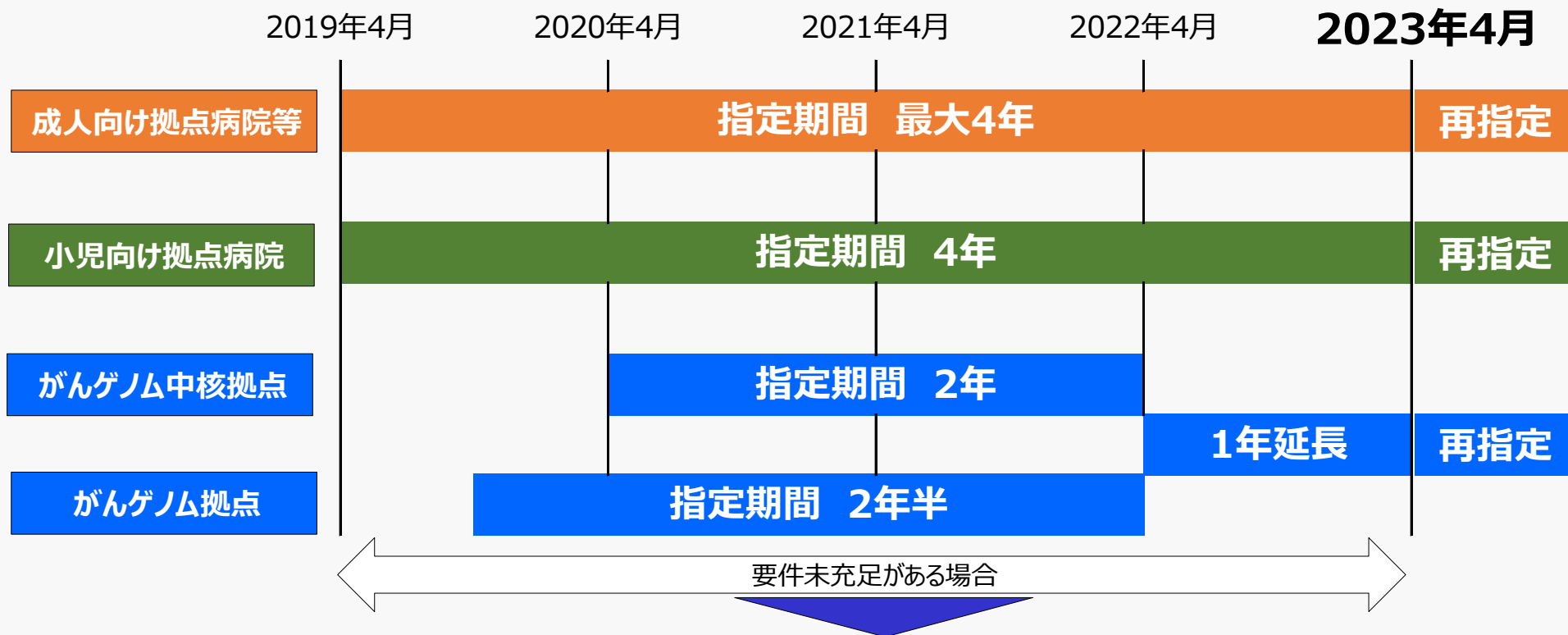
長期フォローアップ相談支援について

- 長期フォローアップに関する適切な連携体制の整備・検討
- がん・生殖医療を含む小児・AYA世代の相談支援の強化

指定のあり方について

- 拠点病院については、コンペティションで優れた病院を指定する
- 連携病院については、指定要件を満たす施設の中から、地域ブロック協議会で議論し拠点病院が指定する

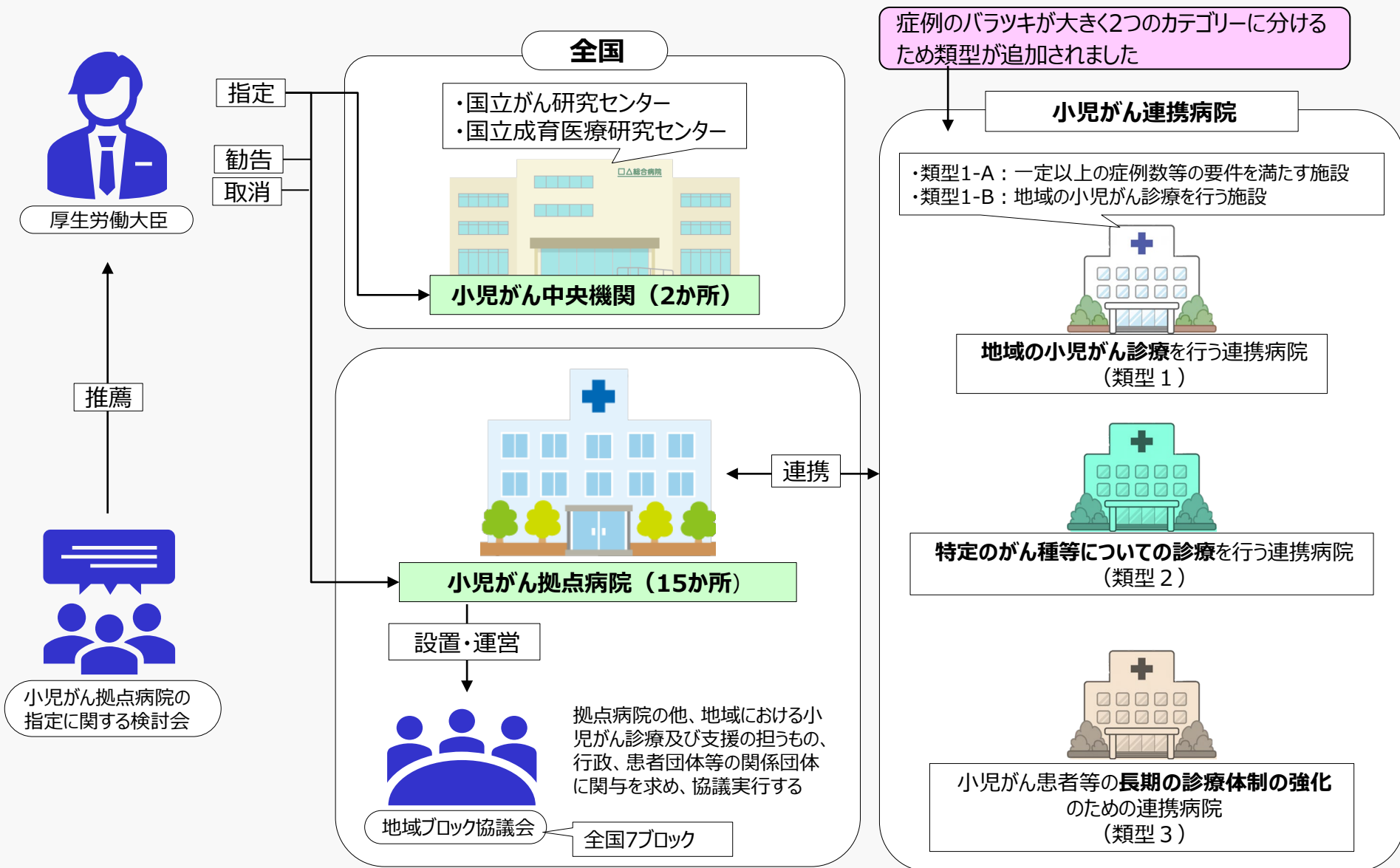
- 各拠点病院の指定期間は最大4年とされており、2023年3月末が満期となり、2023年4月より新たな指定期間が始まります。
- もし、新たな指定期間中に要件の未充足がある場合は、文書にて都道府県を通して厚生労働大臣に報告しなければなりません。
- 厚生労働大臣は、指定検討会の意見を踏まえて、類型の見直し、勧告、取消のいずれかの決定をします。



【参考資料】 令和3年10月27日 第13回がん診療提供体制のあり方に関する検討会 厚生労働省健康局がん・疾病対策課 「がん診療提供体制について」より

本資料は、2023年6月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

小児がん患者の数が限られている中、質の高い医療を提供するため、地域バランスも考慮し、拠点病院を全国に15か所程度整備する



小児がん拠点病院に求められる 医療行為別 医療従事者配置基準①

「望ましい」= 次期改定で必須を念頭に置いています

薬物療法

医師

原則常勤

専任

専従が望ましい

1名以上必要な数

追加



薬剤師

常勤

1名以上



手術療法

追加

医師

原則常勤

1名以上必要な数

専任

専従が望ましい

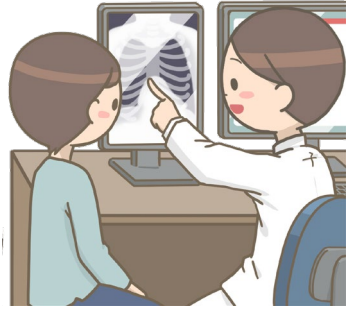


放射線療法

医師

1名以上必要な数

追加



放射線技師

常勤 1名以上



放射線治療技術者

放射線療法における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる技術者等

1名以上



病理診断・細胞診断

医師

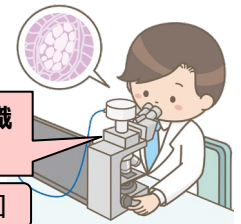
原則常勤

専従

必要な専門的な知識及び技能を有する

1名以上

追加



細胞診断業務に携わるもの

1名以上

配置することが望ましい



本資料は、2023年6月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

小児がん拠点病院に求められる 医療行為別 医療従事者配置基準②

「望ましい」= 次期改定で必須を念頭に置いています

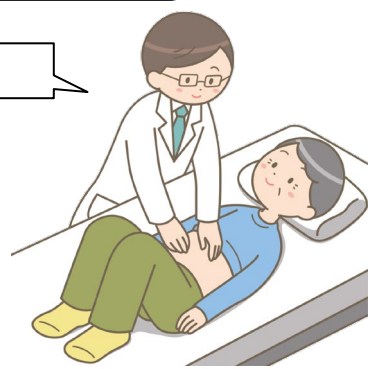
緩和ケアチーム

身体症状の緩和医師

専門的な知識及び技能を有する

常勤が望ましい

1名以上



精神症状の緩和医師

専門的な知識及び技能を有する

常勤が望ましい

1名以上



看護師

専門的な知識及び技能を有する

常勤

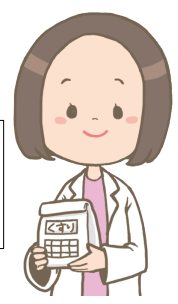
・1名以上



薬剤師

1名以上

緩和ケアチームに協力する薬剤師を配置することが望ましい



公認心理師等

1名以上

追加

公認心理師等の医療心理に携わる者

緩和ケアチームに協力する公認心理士等を配置することが望ましい



小児がん拠点病院に求められる 医療行為別 医療従事者配置基準③

「望ましい」=次期改定で必須を念頭に置いています

小児・AYA世代の長期フォローアップに携わる部門

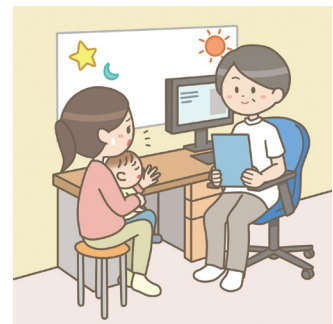
追加

医師



研修を受講

「小児・AYA世代のがんの長期フォローアップに関する研修会」



長期フォローアップに携わる部門に配置

看護師等診療従事者



研修を受講

「小児・AYA世代のがんの長期フォローアップに関する研修会」



長期フォローアップに携わる部門に配置

小児看護・がん看護

専門又は認定看護師

専門的知識な知識及び技能

常勤

専従

・1名以上
必要な数

追加



小児科領域

追加

医療心理に携わる
公認心理師等

それぞれ配置

保育士

追加

社会福祉士又は精神保健福祉士

+

追加

1名以上必要な数

追加
心理社会的支援、成長発達支援、環境援助、治療的な遊びの提供、治療に伴う心的外傷の緩和等の医療環境にある子どもや家族への療養支援に関する知識を有する者

【診療実績】

・小児がん連携拠点病院

- ① 小児がんについて年間新規症例数が30例以上であること。
- ② ①のうち固形腫瘍について年間新規症例数が少なくとも10例程度あること。
- ③ ①のうち造血器腫瘍について年間新規症例数が少なくとも10例程度あること。

・小児がん連携病院（類型

1) 類型1-Aは1-Bの要件に加え下記の実績必須。1-Bには実績要件は含まれていません》 p10-p11参照
 ア 小児がん年間新規症例数が20例以上。

・特定のがん種等についての診療を行う連携病院（類型2）

・小児がん患者等の長期の診療体制の強化のための連携病院（類型3）

連携する拠点病院に**診療実績等**について現況報告及び医療の質を評価する指標等を提出すること。

注：青文字アンダーラインは前回より追加又は変更された箇所

	小児がん拠点病院	小児がん連携病院 (類型1-A、類型1-B)	特定のがん種等についての診療を行う連携病院 (類型2)	小児がん患者等の長期の診療体制の強化のための連携病院 (類型3)
診療実績	<ul style="list-style-type: none"> ① 小児がん年間新規症例数が30例以上 ② ①のうち固形腫瘍年間新規症例数が少なくとも10例程度 ③ ①のうち造血器腫瘍について年間新規症例数が少なくとも10例程度 	<p>《<u>類型1-Aは必須</u>》</p> <p><u>ア 小児がん年間新規症例数が20例以上</u></p> <p><u>イ 各地域の小児がん医療及び支援が適切に提供されるよう努めること。</u></p> <p><u>ウ がん診療連携拠点病院の都道府県協議会などに積極的に参画すること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連携する拠点病院に診療実績等について現況報告及び<u>医療の質を評価する指標等</u>を提出すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携する拠点病院に診療実績等について現況報告及び<u>医療の質を評価する指標等</u>を提出すること。
手術	<p><u>専任の医師を1人以上必要な数配置すること（原則として常勤であること。又、専従であることが望ましい）。</u></p>	小児がん拠点病院に準じた人員配置を行うことが望ましい		—
放射線診断・治療	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線療法に携わる医師を1人以上必要な数配置すること。 ・放射線療法に携わる診療放射線技師を1人以上配置すること。 ・機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる技術者等を1人以上配置すること。 	・小児がん拠点病院に準じた人員配置を行うことが望ましい		—
薬物療法	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の小児がんの薬物療法に携わる医師を<u>1人以上必要な数配置</u>すること（医師は、原則常勤であること。又、専従であることが望ましい）。 ・薬物療法に携わる常勤の薬剤師を1人以上配置すること。 	・小児がん拠点病院に準じた人員配置を行うことが望ましい		—
病理診断	<ul style="list-style-type: none"> ・専従の医師を1人以上配置すること（医師は、原則常勤であること）。 	・小児がん拠点病院に準じた人員配置を行うことが望ましい		—
細胞診断	<ul style="list-style-type: none"> ・細胞診断に関する業務に携わる者を1人以上配置することが望ましい。 	・小児がん拠点病院に準じた人員配置を行うことが望ましい		—
緩和ケアチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・身体症状の緩和に携わる医師並びに精神症状の緩和に携わる医師をそれぞれ1人以上配置すること（医師は、常勤が望ましい）。 ・緩和ケアに携わる常勤の看護師を1人以上配置 ・薬剤師及び公認心理師等の<u>医療心理に携わる者</u>をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。 	・小児がん拠点病院に準じた人員配置を行うことが望ましい		—

本資料は、2023年6月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

注：青文字アンダーラインは前回より追加又は変更された箇所

	小児がん拠点病院	小児がん連携病院 (類型1-A、類型1-B)	特定のがん種等につ いての診療を行う連 携病院 (類型2)	小児がん患者等の長期の診 療体制の強化のための連携 病院 (類型3)
小児看護・ がん看護	<ul style="list-style-type: none"> 小児看護やがん看護に関する専門看護師又は認定看護師を <u>1人以上必要な数配置</u>していること（看護師は、専門的な知識や技能を習得していることが望ましい）。 	<ul style="list-style-type: none"> 小児がん拠点病院に準じた人員配置を行うことが望ましい 		
小児科領域	<ul style="list-style-type: none"> 小児科領域に関する公認心理師等の医療心理に携わる者及び保育士及び、社会福祉士もしくは<u>精神保健福祉士をそれぞれ配置していること。</u> 医療環境にある子どもや家族への療養支援に関する専門的な知識及び技能を有する者を <u>1人以上必要な数配置</u>していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 小児がん拠点病院に準じた人員配置を行うことが望ましい 		
小児・ AYA世代	<ul style="list-style-type: none"> <u>「小児・A Y A世代のがんの長期フォローアップに関する研修会」を受講した医師を部門に配置していること。</u> <u>「小児・A Y A世代のがんの長期フォローアップに関する研修会」を受講した看護師等部門に配置していること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 小児がん拠点病院に準じた人員配置を行うことが望ましい 		<ul style="list-style-type: none"> <u>「小児・A Y A世代のがんの長期フォローアップに関する研修会」を受講した医師を配置していること。</u>
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 医療法に基づく医療安全にかかる適切な体制を確保すること。また、日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 小児がん拠点病院に規定する医療安全に関する項目を満たすこと。 		
相談支援 センター	<ul style="list-style-type: none"> <u>「がん相談支援センター相談員基礎研修」を受講後、「小児がん相談員専門研修」を修了した専任の相談支援に携わる者を1人以上配置すること。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の研修を受けた者を配置することが望ましい。自施設で対応できない場合には拠点病院等のがん相談支援センターと連携すること。 		
院内がん登録	<ul style="list-style-type: none"> 国立がん研究センターが提供する研修で認定を受けておりかつ中級認定者相当の技能を有する者を <u>1人以上配置</u>すること 	<ul style="list-style-type: none"> <u>院内がん登録の指針に即して実施すること。</u>その実務を担う者として、国立がん研究センターが提供する研修で認定を受けている者を1人以上配置すること。 		<ul style="list-style-type: none"> <u>院内がん登録の指針に即して実施することが望ましい。</u>その実務を担う者として、国立がん研究センターが提供する研修で認定を受けている者を1人以上配置すること。

【参考】 薬剤師が関連する 小児がん拠点病院等の指定要件

II 拠点病院の指定要件について

1 診療体制

① 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供

イ 小児がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、以下のカンファレンスをそれぞれ必要に応じて定期的を開催すること。また、検討した内容については、診療録に記録の上、関係者間で共有すること。

ii 個別もしくは少数の診療科の医師に加え、看護師、**薬剤師**、必要に応じて公認心理師や緩和ケアチームを代表する者等を加えた症例への対応方針を検討するカンファレンス

(2) 診療従事者

② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置

イ 薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の**薬剤師**を1人以上配置すること。

ウ 緩和ケアチームに、緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。また、緩和ケアチームに協力する**薬剤師**及び公認心理師等の医療心理に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。

III 小児がん連携病院の指定について

(2) 特定のがん種等についての診療を行う連携病院

ウ IIの1の(2)に準じた人員配置を行うことが望ましい。

IV 小児がん中央機関の指定について

指定要件の中には特に薬剤師に関する記載はありません。

- 小児がんは、年間2000人から2500人が発症しており、患者家族が安心して適切な医療や支援を受けられるように、これまで全国に15か所の拠点病院、2か所の中央機関を整備しました。
- 小児がん拠点病院等の指定要件が見直され、連携病院類型1について、年間新規症例数が20以上の施設を類型1-A、そうでない施設を類型1-Bに分類されました
- 整備指針では指定要件が厳格化されており、特に専門職種の配置について要件が変更されています。
- 指定要件に未充足がある場合には、指定類型の見直しが図られ、医療安全上の重大な疑義がある場合には、指定取り消しまで至ることがあります。



薬剤師の皆様に見て頂きたい Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録
不要

「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」
2つのコンテンツをセットで閲覧することで
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



202300001296

<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける
テーマ別
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

会員特典1 → メールマガジンの受信

会員特典2 → 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>